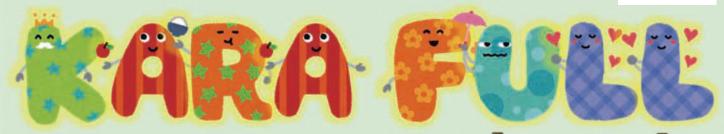
人権教育指導者向け学習資料





人権のいろ いっぱい いまKARA ここKARA わたしKARA

No. 10 テーマ 生活と人権 「
感染症と人権」特集号







シトラスリボン 優しさの輪を広げよう!

令和2年9月 福岡県教育委員会

福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3918 FAX 092-643-3919

■「新型コロナウイルス感染症に関する問題」KARA ··· P 2
■「人権が尊重される心豊かな社会」KARA ··········· P4
■「学校教育における学び」KARA ······ P8
■「あたりまえを見直すこと」KARA ·····・ PI2
■『あおぞら2』KARA ······ Pl4
■「おすすめDVD」KARA PI6



※音声コードが付いています。 スクリーンリーダーソフト による読上げも可能です。





新型コロナウイルス感染症に関する問題が 私たちに投げかけていること

法務省の人権擁護機関では、人権啓発活動を行うにあたり、毎年度当初に重点目標と強調事項17項目を定めています。令和2年度の強調事項のうち、前年度分から変更された項目は、次のとおりです。

【人権啓発活動強調事項17項目のうち変更されたもの】

平成31(令和元)年度	令和2年度	
(8) H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見 や差別をなくそう	(8) H I V感染者等に対する偏見や差別をなくそう (9) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏 見や差別をなくそう	
(11)インターネットを悪用した人権侵害をなくそう ■	(12) インターネットによる人権侵害をなくそう	
(14)性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう	(15) 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別を	
(15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう	なくそう	

法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp)には、強調事項17項目の説明が掲載されています。項目(8)「HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう」では、新型コロナウイルス感染症についても触れられており、「知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています」と述べられています。また、項目(9)「ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう」では、令和元年7月に閣議決定された『ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話』について触れられており、「かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です」と述べられています。

そこで本号では、昨今の人権に関する大きな動向が反映されたこの2項目に焦点を絞り、新型コロナウイルス感染症に関する問題について、ハンセン病に関する問題との共通点を踏まえながら考えていきます。

「日常」が変化した今だからこそ、 私たちの人権意識を問い直してみましょう。

福岡県 KARA

新型コロナウイルス感染症に関する問題については、日本赤十字社作成のガイド『新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!~負のスパイラルを断ち切るために~』に分かりやすくまとめられており、様々な学びの機会において活用されています。このガイドを監修された森光 玲雄(もりみつ れお)さんへのインタビューが、公益財団法人 人権教育啓発推進センター発行の『アイユ6月号 通巻349号』に掲載されています。県教育委員会から、令和2年6月22日付けで各市町村教育委員会等に送付していますので、参考にしてください。



【ハンセン病に関する問題点を振り返ると】



ハンセン病とは

ハンセン病は「らい菌」による感染症です。この菌は感染力が弱く、感染すること はほとんどありません。また、感染しても、必ずしも発病するわけではありません。現在は治療法が 確立されており、早期発見と適切な治療により、後遺症を残さずに治すことができます。

てんけい ごう

ハンセン病は、中世では仏罰による天刑病・業病、近世では遺伝病と考えられていました。その症状から、偏見や差別の対象にされることもありました。

1873 (明治6) 年にノルウェーのアルマウェル・ハンセン医師によってらい菌が発見され、1897 (明治30) 年の第 | 回国際らい会議においてハンセン病は感染症であると確認されました。らい菌の感染力は非常に弱いのですが、当時の日本では、それまでの不正確な知識や誤った認識が払拭されないまま「感染する」という情報が広がり、ハンセン病に対する不安や恐れから、患者とその家族に対する偏見や差別は強まっていきました。

■ ハンセン病と診断された人のもとに市町村や療養所の職員・医師が警察官を伴って訪れた 近所の人たちに知られることになり、家族も偏見や差別の対象にされることから、患者は 療養所に行かざるをえなくなった。

■ 療養所の所長に懲戒検束権が与えられた

療養所の規則に反したと判断されると、患者は裁判を受けられないまま処罰された。監禁 室に収監されることもあった。

■ 人のつながりを断つ法律がつくられた

1931 (昭和6) 年にすべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、療養所の増床・新設が行われた。患者は1948 (昭和23) 年に、不妊手術(断種)や人工妊娠中絶(堕胎)を認めた「旧優生保護法」の対象とされた。

生命・健康の危機に対する混乱

- ・不正確な知識や誤った認識を払拭しないまま、情報を重ねていく。
- ・正確な情報であっても、不安や恐れにつながる部分に注目する。

無意識のすり替え

・不安や恐れから、感染症そのものでなく、感染した人や関係する人 を排除することで問題を解決しようとする。

無自覚の差別

- ・問題を解決するための手段を問わず、また、そのことを正当化する。
- ・排除された側の人たちに責任を転嫁し、権利の行使を認めない。



新型コロナウイルス感染症についても、 同じ問題が起こっているのでは…!





提言「人権が尊重される心豊かな社会を実現するために」



人権が尊重される心豊かな社会を実現するためには、一人一人が様々な人権問題を自分の問題として捉え、問題解決のため自ら判断し、行動できるようにすることと、それを可能にする社会的な環境や条件の整備が必要です。しかし、現代社会において、新型コロナウイルス感染症に関する医学的に不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識によって、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別が生まれ、様々な人権侵害が起きています。感染症については、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であると同時に、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別の解消などの取組も欠かせません。

そこで、本年度の第1号となる今回は、「コロナ禍の人権と人権教育」と題して、福岡県人権施策推進懇話会委員を務めていらっしゃる内田博文先生からご提言をいただき、皆さんと一緒に考えていきます。

コロナ禍の人権と人権教育 ―キーワードは信頼―

九州大学名誉教授 福岡県人権施策推進懇話会委員 内田 博文

1 信頼の上に置かれる人権

WHOによると、9月 | 4日時点の全世界の感染者は289 | 万8900人、死亡者は92万2252人とされています。これに対し、同時点の日本の感染者は7万6036人、死亡者は1453人。南半球では、爆発的感染も起きています。緊急事態措置等によって流行を抑止した国でも、部分的な再流行がみられ新型コロナウイルスに立ち向かう日々が、世界でも日本でも今後も続くものと思われます。

ドイツのメルケル首相も訴えるように、新型コロナウイルスの災禍に立ち向かうには、私たちの結束、全員の協力が肝要です。この国・自治体・専門家との間の、そして国民・市民の間の結束、協力には信頼が欠かせません。人権とよく似ています。私の人権は守ってもらわない

と困るが、あなたの人権は守らない。このようなエゴイズム、「個人」主義では、どちらの人権も共

倒れになってしまいます。AがBの人権を守り、 BがAの人権を守るという相互関係のなかで こそ、人権は成り立つのです。

人類が「法」を生み出し、法学を医学、文学、理学、神学と並ぶ「文明」の5大柱の1つとしてきたのは、人間が社会的動物だからです。動物の中でも非力な人類が発展してきたのは社会生活を営んできたからであり、共通のルール、共通の尺度が必要となります。この共通のルール、共通の尺度を提供するのが憲法を頂点とする法体系です。社会生活は、みんながこのルールを守るという信頼関係の上に成り立っているのです。法は、人権もこの信頼関係の上に据えて、その詳細を定めています。

2 「コロナ差別」の諸要因

それでは、私たちは、新型コロナウイルスに立ち向かうに当たって、自他の人権を共に守っているのでしょうか。国民・市民の間でも否といわざるを得ません。感染者とその家族の他、感染者を出した、あるいは、出す可能性のある学校、病院、福祉施設、自粛要請に応じない店

舗や人々などにも厳しい社会的なバッシング が浴びせられています。また、治療などにあた る医療従事者とその家族に対する差別も各所 にみられます。

問題は、このようないわゆる「コロナ差別」が起きている理由です。大阪大学の三浦麻子教授らの研究グループが行った調査によると、新型コロナウイルスの流行を巡り、感染は本人のせいだと捉える傾向が、欧米に比べ日本は突出して高いことが分かりました。感染も自己責任ということになると、感染者を責めたり、謝罪を求めたりすることも理のある行為ということになってしまいます。

また、誤った医学的「理解」も大きい要因として挙げられます。かつて、患者を撲滅することによってハンセン病を撲滅するということが、専門医によって唱えられました。新型コウナウイルスの場合も、ウイルス=感染者という誤った図式が拡がっています。感染者は原則隔離するという感染症法の基本構造も、この図式の下では、感染者も敵ということになってしまいます。

うつす人、うつされる人という2項方程式も「コロナ差別」の拡大にあずかっています。このような方程式はそもそも成立しません。感染の予防、患者の治療にとってもマイナスです。しかし、自己責任論などと相まって、人々を感染者その他の関係者の攻撃に向かわせています。

3 無らい県運動*1と自粛警察

「自粛警察」が行っている非・反自粛行為に対する逸脱行動は、かつての「無らい県運動」の下での逸脱行動を彷彿とさせます。戦後、ハンセン病の発見の端緒となったのは、小中学校の身体検査などでした。保健所等から患者の情報提供を求められた住民は密告に努め、保健所

や自治体職員などと協力して、患者を療養所に追いやることに威力 を発揮しました。公衆浴場を使わせない。お店で物を買うことを禁



止する。患者の子どもを学校に行かせないようにする。親戚付き合いをさせない。就職させない。 離婚させる、等々。

「らい予防法」で許された範囲を超えた専門家、市民の暴走によって、患者・元患者、その家族の人権は根こそぎ侵害されました。憲法の保障する法の下の平等が侵されたのです。優生保護法による患者・家族の断種・堕胎の合法化もそのひとつで、PTAが患者の子どもである龍田寮児童の通学拒否運動を繰りひろげた黒髪校事件や、特別法廷もそのひとつでありませんである。誤った国策で生み出された差別構造を専門家、市民が具体化し、増幅していくという構図がみられたのです。しかし、加害者として差別に直接、間接に関わったということに専門家、住民が気づくことは長らくありませんでした。

ハンセン病差別は、現在も根強く残っています。平成 | 5年 | | 月に熊本県内で発生した温泉宿泊拒否事件はその証です。療養所を退所した人のうち、半数の人は社会の理解がないために療養所に再入所せざるを得ません。家族訴訟を担った原告のほとんどは今も匿名です。補償金の申請を行うのは多くても20%にとどまるのではないかとも危惧されています。

欧米のような法的規制ではなく、自粛という 名の自己規制を担保するという役割が「自粛警 察」などには与えられています。自己規制であ るから、その基準は各人の個人的な価値観、行 動基準となります。そこには行き過ぎなども生 じます。





※1「無らい県運動」…ハンセン病患者をゼロにすることを目的とする患者の強制収容運動のことで、戦前、戦後にわたって実施されていた。当時、各県の衛生当局は、患者を捜して収容者数を競っていた。









4 コロナ禍の社会的弱者

熊本地震の際に、障がいのある人たちが避難 所に避難しようとしたところ、避難所には、専 用トイレや車いすに乗ったまま眠れる場所な どをはじめとして、「受け皿」がまったくなか ったという事態が発生しました。その結果、避 難所に避難するのを諦めて、いつ倒壊してもお かしくない自宅で不安な日々を送らねばなり ませんでした。

似たような状況がコロナ禍で、多くのマイノ リティ当事者に現出しています。「視覚障害者 支援協会・ひかりの森」の理事長によると、感 染防止のために同行支援者と2メートル離れ て歩くというのは不可能なことで、同行支援を ヘルパー事業所に断られ、窮地に立たされてい る人もいるとされます。マスクの着用も聴覚障 がいのある人たちにコミュニケーション・ツー ルを奪うという問題を引き起こしています。シ ングルマザー世帯からの生活相談に応じ、毎月 食品などを届ける活動を行っている「シンママ 大阪応援団」によると、シングルマザーから食 べるものにも事欠いているとの悲鳴が寄せら れているそうです。また、このところシングル マザー達から「死」という言葉がよく出され、 公的な支援が急務だと訴えています。

社会的弱者の生活を何とか下支えしてきたソーシャル・ネットワークも「自粛」生活で大きなダメージを受けています。差別や人権侵害を受けた被害者のための相談窓口も、相談要員が自粛を余儀なくされているなどのため、コロナ禍のなかで機能を質、量の面で大幅に低下させています。社会的弱者は下支えのない無防備の状態に追いやられています。にもかかわらず、人権が、医療、経済と並ぶ新型コロナ禍対策の柱とは認識されていません。

5 人権教育・啓発の見直しによる 信頼関係の再構築

昨年の6月28日、熊本地裁は、ハンセン病 家族訴訟について国の責任を認める判決を言 い渡しました。そして、人権啓発活動を所掌す る法務大臣や、学校教育・社会教育を担う文部 科学大臣に対しても、「無らい県運動」などに 起因するハンセン病差別偏見を除去する義務 を怠ったとして、その違法性及び過失を認めま した。

人権教育・啓発の不十分さは今も克服されていません。そのことを明らかにしたのが「コロナ差別」でした。不十分だと思われる理由は種々ありますが、コロナ禍の人権と人権教育の推進にあたり克服すべき課題を4点、述べていきます。

なかでも大きいことの I 点目は、人権教育・ 啓発については自治体間で取組に落差が大き く、積極的に取り組んでいない自治体がいまだ に少なからず見受けられるという点です。

2点目は、実効性に欠けるという点です。例 えば、学校で先生が人権教室の授業で「いじめ はいけません、やめましょう」と言って、子ど もたちが「分かりました、しません」と応えた 場合、この授業の効果はどうでしょうか。これ では、いじめの防止に実効性をもち得ません。 このような「いじめ」に対する捉え方のズレは、 子ども同士の間だけでなく、教師と子どもの間 で、保護者同士の間で、保護者と教師の間で、 あるいは教師同士の間にも生じています。

3点目は、人権が法的な存在だということを 十分に理解させていないという点です。世界人 権宣言にあるように、人権は「すべての人民と すべての国とが達成すべき共通の基準」で、そ のために法的存在とされているのです。

4点目は、パターナリズム*2を払拭し得ていないという点です。例えば、ある中学校の校門前の横断歩道で信号が青に変わっても視覚に障がいのある人が渡れずに困っているのに、



※2「パターナリズム」…相手の利益のためには、本人の意向に関わりなく、生活や行動 に干渉し制限を加えるべきであるとする考え方で、親子や上司と部下、医者と患者と の関係などに見られる。 通学のためにそこを通る同校の中学生が何の 手助けもしないことを目撃した先生が、その後、 「君たちには、日頃、障がいのある人が困って いる時は手助けをしなさいと話しているのに、 どうしてしないのか。きちんと実行しないとい けない。」などと厳しく注意したとしましょう。 もし、この注意が「社会モデル」*3ではなく「個 人モデル₁*3によっているとした場合、生徒た ちの間に、知らず知らずの間に、同情の裏返し としての差別意識を醸成しかねません。パター ナリズムは、ラテン語の父親 pater という言 葉が語源で、親が子どものためを思って子ども の行動に口出しすることが元々の意味であり ます。親子関係以外でも、経験や知識の差があ るところではパターナリズムが生じやすいの です。

教師と児童・生徒の間でもパターナリズムの関係ができあがる場合もあります。ハンセン病の場合だけでなく、パターナリ



ズムが差別や人権侵害に転じる例は枚挙に暇 がありません。

人権教育・啓発の見直しも、私たちがコロナ 禍に立ち向かうために欠かせません。最も大事 な課題だといってもいいでしょう。

今、私たちに最も必要なものといえば、この 人権教育・啓発を通じて自他の信頼関係を再構 築することだからです。







※3「社会モデルと個人モデル」…個人モデルとは、障がいは、病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという従来の考え方で、「医学モデル」とも言われている。一方、社会モデルとは、障がいは、障がいのある人ではなく社会が作り出しているという考え方で、平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」にもこの考え方が反映されている。





【内田 博文(うちだ ひろふみ) プロフィール】

京都大学大学院法学研究科修士課程修了。現在、九州大学名誉教授、全国人権擁護委員連合会会長、ハンセン病市民学会共同代表。福岡県人権施策推進懇話会委員。専門は刑事法学(人権)、近代刑法史研究。

主な単著に、「刑法学における歴史研究の意義と方法」(九州大学出版会)、「ハンセン病検証会議の記録」(明石書店)、「刑法と戦争―戦時治安法制のつくり方」「治安維持法の教訓―権利運動の制限と憲法改正」(以上、みすず書房)、「治安維持法と共謀罪」(岩波新書)など。

福岡県 KARA

【新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別をなくしましょう】

新型コロナウイルス感染症に感染された人、 医療従事者やその家族などに対して、偏見に 基づく心ない言動、差別的な対応といった人 権侵害が発生しています。こうした差別は決 して許されません。皆様のご理解とご協力を お願いします。

人権相談窓口

○みんなの人権 | | 0番 ☎0570-003-110

○子どもの人権 | | 0番 ☎0|20-007-||0

○外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

○インターネット人権相談

https://www.jinken.go.jp/







新型コロナウイルス感染症に関する 人権教育の取組

人権教育の目標は、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動がとれるようになることです。 新型コロナウイルス感染症に関する問題を取り扱うにあたっては、発達段階に応じた指導をすることや教科等 の目標や内容との整合性に留意しながら、次の2点を踏まえて学びの内容づくりを進めていくことが重要です。

葛藤から 始まる学び



学習者に「差別をしてはいけません」「人権を尊重しましょう」と伝えるだけでは、自他の人権を守る実践行動を促すことは難しいと考えられます。

むしろ、学習者の中にある「感染症に対して抱く不安や恐れ」と「他者を傷つけたくないという願望」の葛藤を受け止め、「では、私たちに今何ができるか/私たちは今何をすべきか」と問いかけることで、行動の変容につながる主体的な学びを展開していきます。

人権の共存



すべての人は自分の尊厳と価値が尊重されることを要求して当然であり、同時に他者の尊厳と価値を尊重する義務と責任を負います。

「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行 使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う」という人権の共存の考え 方を示すことで、「無らい県運動」や「自粛警察」の「社会を守るために正し いことをしている」という認識が誤っていることを明確にします。

福岡県 KARA

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症と人権に関して、次の文書を市町村教育委員会及び 県立学校に発出して、学校における適切な配慮等をお願いしています。

- ① 令和2年4月13日付 県教委事務連絡(県立学校に発出)
 - 「新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒等の人権への配慮について」

基本的な考え方、休校期間の対応、登校日の対応、学校再開後の人権に関する学習の中での取組について提示。

- ② 令和2年4月20日付 2教人第116号(市町村教育委員会及び県立学校に発出)
 - 「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について(通知)」

一部の学校において、社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童生徒を医学的な根拠なく自宅待機とする事案が発生したことから、正しい情報に基づく適切な判断・行動をとり、偏見や差別の防止の徹底に努めるように求める。

③ 令和2年5月14日付2教人第272号(県立学校に発出)令和2年5月19日付2教人第298号(市町村教育委員会に発出)「学校における教育活動の再開にあたっての児童生徒等の人権への配慮について(通知)」

基本的な考え方、児童生徒等の人権に配慮した教育活動、感染症に関する人権問題についての正しい理解について提示。 参考として、日本赤十字社が作成した資料を紹介するとともに、関連する個別人権課題の学習教材等を例示。

- ④ 令和2年8月7日付 県教委事務連絡(県立学校に発出)
 - 「『感染者が発生した際の人権への配慮について』の説明動画の視聴について」

県立学校における児童生徒や職員の感染者の増加を踏まえて、人権教育の観点からの取組や留意点について情報提供。

⑤ 令和2年8月27日付 2教人第748号(市町村教育委員会及び県立学校に発出)

「新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けた文部科学大臣からのメッセージについて」の周知 文部科学大臣の緊急メッセージの内容について職員・児童生徒・保護者等に周知、偏見や差別の防止の徹底を求める。



新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の問題について、県内でさまざまな取組が行われています。

その一例として、次ページから、県内の小学校・中学校・高等学校の取組を紹介します。



<u>小学校</u> 子どもの不安に寄り添い、取り除く取組

糸島市立東風小学校



「子どもの不安に寄り添い、取り除く」

偏見や差別は「現状に対する不安」がおおもとにあると考えます。表出する偏見や差別への指 導は大切ですが、それだけでは根本的な解決にはなりません。まず、本校では、大人として教師とし て、「子どもたちの不安を軽くすること」に積極的に取り組んでいきました。そのステップを踏まなけ れば、言葉だけを指導しても、偏見や差別は広がっていくと思ったからです。

まず、子どもを理解することから・・・

- ① まず、じっくりと、「子どものもつ情報の把握」、「不安の把握」を行いました。授業時間だけでな く、登校時からの発言などにも気を配りました。
- ②「子どものもつ情報」について、「誤った情報」、「不確定な情報」、「偏見や差別」に大別し、そ れぞれどのように指導すべきか、共通理解を図りました。
- ③「子どものもつ不安」について、どのように支援すればよいか、共通理解を図りました。

授業が始まる前は

子どもたちの不安を少しでも軽くできるよう、休校中には子どもたちを励ます動画配信や保健だ よりでのメッセージを、始業式には校長から人権尊重の視点を含むメッセージを送りました。



I~3年の実践例(特別活動)

苦しんでいる人や、がんばっている人に、どのように声をかけるとよいだろう。





ロールプレイや動作化における状況設定 病院で頑張っているお医者さんや看護師さん、身近な人が病 気にかかっている人 など

ポイント

教師が相手役となって、代表児童に声掛 けをさせました。疑似体験をする(声掛けを している児童を見る)ことで「自分だった ら」という思考の深まりや気付きをねらいま した。

(想像力・共感力、コミュニケーション能力)



具合が悪い友達には、 今まで通りにやさしくしたいです。 病院の人もがんばっています。 「ありがとう」と言いたいです。



じぶん

みんなでがんばるために、自分たちができることを知ろう。

がんばること(ていねいな手洗いや学校での整列など) を動作化することで行動に自信をもたせる。



学校での過ごし方や、 正しい手の洗い方が 分かったので、 安心した!

取組を振り返って

「歴史から学ぶ」という私たちが大切にしてきた視点から、感染が拡大すれば感染者等への偏見 や差別が起こるかもしれないと思い、2月初旬頃から取組の準備のため資料の収集をはじめました。 集めた資料をもとに、担任へ提供する授業資料や、啓発と情報共有のための教職員向け通信を作成 しました。また、家庭や地域への情報発信も行いました。

長期にわたる休業や学校再開の緊張感などによる子どもたちのストレスは、しばらく経ってから現れ てくる可能性があると考え、学級の見回り、教育相談やアンケートで児童の実態把握に努めています。



福岡県 KARA

この取組は、自分の人権を守り、他者の人権を守る実践的な行動力を身に付けさせるために は、まずは、「子どもの不安に寄り添い、取り除く」ことが必要であるとの考えに立ったもの です。このように、児童生徒理解は人権教育の指導の出発点です。児童生徒と日々向き合う中 で、表情の変化、思いや願い、友だち関係、生活背景、家庭環境などをしっかりと捉え、一人 一人を支援するという立場から指導することが重要です。





中学校

学級活動の実践

(2)ア(自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成)

本時のねらい

つ

か

さ

〈`

る

見

つ

け

る

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の事例について話し合うことを通して、他者への思いやりを深 めることが集団生活では重要であることに気付き、互いを尊重して学校生活を送ることができるようにする。

問題の 発見•確認

生徒の問題意 識を高めます。

「何とか む したい」 共通の問題として意識化するために

○ 学校再開にあたっての学級生活上の 「期待」と「不安」を出し合う。

○ 新型コロナウイルス感染症への不安に ついて、「新型コロナウイルスの3つの顔を 知ろう!~負のスパイラルを断ち切るため に~」(日本赤十字社)をもとに話し合う。

新しい友達をつくりたい! でも、コロナウイルスが気になって 自分から話しかけられないかも。

吉富町外一市中学校組合立吉富中学校

不安を感じているのも、 充実した学校生活を送りたいのも みんな同じ。 どうしたらいいのだろう?

差別的な発言は悪いけど、

誰にでもそんな心はあるかも。

どうしたらいいのだろう?



新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の事例について考え、一人一人が安心して 学級生活を送るために、自分ができることを決めよう。

解決方法等の 話合い

問題の原因を 明らかにします。

「原因はどこ にあるのだ ろう」

問題の解決方 法を明らかに します。

「どんな解決 方法がある のだろう」

不安を感じる原因を明らかにするために

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や 差別の事例とその事例に対する自分の 考えを比較する。

医療従事者の家族に対する 差別的な発言

・自分が感染したくない。

・もし、感染したら周りから何を 言われるか不安

比較

・ひどい ・自分勝手

原因

でも言いたくなる気持ちもわかる。

自分の考え



解決方法を明らかにするために

○ 差別的な発言を自身で止めることがで きる人はどんな考えを持っているか話し合

「もし、自分の友達が感染したら」 どうするかを考え、話し合う。

きっと相手の立場に立っている。 きっと自分だったら、 自分の家族だったらと考えている。



ポイント

「私も大切、あなたも大切」という自他の価値 を尊重しようとする態度に気付かせました。

(人間の尊厳・価値の尊重)

決 解決方法の め 決定 る

○ 解決方法について話し合ったことを踏まえて、互いを大切にしようとする考え を基に自分としての解決方法を決定する。

授業を振り返って

授業の感想からは、「差別された人は傷つくし、自分だったら耐えられない」「自分だけでなくみんな が不安と闘っていることを知った」等の気付きが見られました。学校が再開してしばらく経ちましたが、 生徒たちは、「みんなで支え合って今の状況を乗り越えていくことが大切だ」と考え、意思決定したこと に取り組んでいます。



福岡県 KARA



この取組では、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の問題を、学校再開に向けての生徒 の共通の問題として取り扱っています。教科等の指導では、教科等の目標と人権教育の目標が関連し ている点をはっきりさせた上で、教科等の目標の達成をめざすと同時に人権教育の目標の達成をめざ す授業づくりをしていくことが大切です。

高等学校

ホームルーム活動の実践

(2) オ(コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立)

県立八幡南高等学校



本時の指導目標(到達目標)

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の問題についての正しい理解を基に、偏見 や差別をなくし、よりよい人間関係を築くために自分が取り組むことを意思決定できる。

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別などの事例を知り、当事者の怒りや不安の原因に気付く。

事例 | デマを発端とする風評被害を受けた 飲食店の店主の怒りや不安

事例2 高熱のため病院を受診したり、保健所に 連絡を取ったりした高校生の不安

- ・自分が知らないところでデマが発信されている!
- ・キャンセルが増え、経営が厳しくなった、どうすれば?
- ・デマが原因で、周囲から何か言われたり しないだろうか?
- ・もし感染していたら、誰かにうつしてしまうかも・・・
- ・自分のことが報道されたら、どんなことが起こるのだろう?
- ・治った後、みんなは今まで通りに接してくれる。 のか?





新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別をなくすためには、どういう心構えや行動をしたらよいか考える。

各自の考えを下図のようにまとめ、学級全体で交流し、アイデアを共有する。

自分でできること

- ・感染者の不安を理解する。
- 惑染した人が悪い訳ではないと考える。
- 新型コロナウイルス ・感染症に関する正しい情報を知る。

感染症に関する 差別に限定的

00

- ・風評被害を受けている人の正しい情報を
- ・不安をあおるような報道をしない。 ・安心して治療を受けられる環境をつくる。
- ・確実性のない情報をSNSに投稿しない。 ・差別につながる可能性のある情報は新聞や 本など信頼できる資料で調べる。 ・偏見を助長するものに異を唱える。

差別全般に 効果的

- ・クラスや集団の雰囲気づくり。・差別についての授業で理解を深める。・マスメディアによる事実に基づく報道。
- ・著名人が差別に対する正しい考えを発信する。

誰かに頼まないとできないこと



交流したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関す る偏見や差別をなくし、よりよい人間関係を築くために、 自分はどういう心構えや行動をしていくか意思決定する。

ポイント

人権が尊重される社会づくりに主体的に関 わっていこうとする姿勢を育てることをねらいまし た。(参加・参画)

授業を振り返って

感染拡大の状況を踏まえ、分散登校が始まってすぐに実践できるよう、校務分掌や学年の主 任等と連携し、人権教育の全体計画や年間指導計画等を見直して準備をはじめました。休校中 の学年会議で学習指導案の検討を重ねたことによって、学級担任自身がこの問題を自分の問 題としてとらえて授業をすることができたようです。上の図の実践は、経験年数の浅い先生のアイ デアを取り入れたものです。この取組が一つの契機となり、教職員一人一人が主体的に人権教 育に取り組む姿勢、そして、生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができる雰囲気が一 層醸成されたのではと感じています。



福岡県 KARA

この取組では、感染拡大という状況の変化に瞬時に対応し、生徒の実態、家庭・地域の状況 を踏まえた上で、人権教育の全体計画や年間指導計画を見直し、授業に向けて準備を進めてい ます。このように、学校において人権教育の目標を実現していくためには、人権教育の年間指 導計画の立案や毎年の点検・評価等を組織的に進める体制を確立することが重要となります。





人権教育コーディネーター養成講座 受講生による学習プログラム

県教育委員会では、「特定職業従事者」に該当する市町村職員等を対象として「人権教育コーディネーター養成講座」を毎年度開催しています。本号では、受講者が演習で作成した学習プログラムの中から、住民を対象とする学習プログラムの一つを紹介します。

平成29年度人権教育コーディネーター養成講座「ひまわり班」作成 「あたりまえを疑う ~本当にそうなの?~」

- 私たちの身の回りには、科学的根拠のない情報が数多くあります。由来や真偽などを確かめずに「みんながそうしているから」「昔からそうしてきたから」というだけで従っているしきたりもあります。また、「~にちがいない」「~のはずがない」という思い込みもあります。このようなことによって人を差別していないかを考え、自分の行動を変えていこうとする意識を高めることを、ねらいとしています。
- 住民対象/60分間

※原案に基づき、再構成しています。

ハンセン病や新型コロナウイルス感染症についても、科学的根拠のない情報や真偽が確認されていない情報が偏見や差別につながったり、自分は正しいことをしているという思い込みが「無らい県運動」や「自粛警察」につながったりしています。この学習プログラムを活用して、私たちの「あたりまえ」を見直す機会をつくってみましょう。

<mark>1</mark> アイスブレイク/10分間

- (1) 4人程度のグループをつくり、自己紹介をする。
 - ・いつも欠かさず行っていること、日課など ※他者に伝えられる範囲で可
- (2) グループ内の1人 対 他の全員で「後出しじゃんけん」をする。
 - ・1人が先に出し、他の全員が後に出す
 - ・後出しする側は、まず5連勝をめざし、次に5連敗をめざす
 - ・勝つことと負けることのどちらが難しかったか、感想を交流する

負けることの方が難しかったのは、勝ちたい・勝たなければならないという 意識をもち、行動を繰り返してきたから。刷り込んできた意識と行動を変える ことは、分かっていても容易ではないですね。



2 学習アクティビティ [前半] /20分間

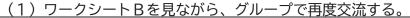
- <u>(1)個人でワークシートA (13ページ参照) に取り組む。</u>
 - ・各項目について、「信じる/信じない」「実際にする/しない」を○×で回答する
- (2)グループでワークシートB(13ページ参照)に取り組む。
 - ・ (1) の結果を交流しながら、ワークシートAの各項目をカード状にしたもの(又は付箋に書き写したもの)を、グループの意見としてXY軸の表に貼り付ける



あたりまえだと思っていることを見直すための学びです。自分の考えを押し付けたり、相手の人格を否定したりせず、尊重し合いながら取り組みましょう。



<mark>3 学習アクティビティ [後半] /20分間</mark>



・貼り付けた項目の中で、「人を傷つけるもの」「人を排除するもの」 「人権侵害につながりかねないもの」がないかを考える



【ワークシートB】

①	②	
(信じており、	(信じているが、	
実際にしている)	実際にはしていない)	
③	④	
(信じていないが、	(信じておらず、	
実際にはしている)	実際にしていない)	

これらに該当するものが②や③ に入っている場合も注意が必要で す。差別を容認・助長する「芽」 が心の中に育っていないか、交流 を通じて自己点検をしましょう。



(2)各グループの交流の結果を発表し、共有する。

多くの人があたりまえと考えていることの中にも、他者の人権を侵害するよう なことはあります。本日の学びは、そのことに気づき、意識と行動を見直してい くための「きっかけ」です。



4 ふりかえり/10分間

学びをふりかえり、「みんなが幸せになるあたりまえ」を川柳で表現する。

- ・形式や完成度にとらわれず、建設的に交流する
 - (例) 「ありがとう 言われてうれしい 魔法のことば」 「自分らしい 色で描こう 性の多様性」



【ワークシートA】※サンプル

【ワークシートA】			
	信 じ る…○ 信じない…× (△も可)	す る⊠○ しない…×	
① 夜に爪を切らない。 <i>(夜に爪を切ると、親の最期をみとることができない)</i>			
② 夜に口笛を吹かない。 (夜に口笛を吹くと、蛇が来る)			
③ 寝るときに頭を北向きにしない。 (北枕は死を連想させる)			
④ 氏名を赤色で表記しない。 <i>(赤字は縁起が悪い)</i>			
⑤ 数字の4と9を避ける。 (4は「死」、9は「苦」を連想させる)			
⑥ 葬儀が終わったら「清め塩」をふる。			
⑦ 血液型によって人の性格を分類する。			
⑧ 占いに従って付き合う人を決める。			
③ 六曜に合わせて行事等を決める。			
⑩ お茶出しは女性の役割である。			

【ワークシートB】



【ワークシートA】 【ワークシートB】 について

上に掲載しているワークシートの電子データを、福岡県庁のホームページに掲載しています。研修会等でご活用ください。 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/now2.html)

なお、ワークシートAの項目はサンプルです。学びの目的に応じて変更してください。ただし、様々な立場や考え方の学習者がいることを念頭に置き、ワークシートが差別を誘発することのないように、複数の視点から項目の妥当性を検討してください。サンプルの項目についても、場合によっては削除してください。また、学習者から項目への質問が出された場合に備え、十分な事前学習を行ってください。





人権教育学習教材集「あおぞら2」 小学校用教材「どうして学校にきてはいけないのですか」



学校においては、ハンセン病について、発達段階に応じて正しい知識を身に付けるとともに、ハンセン病 患者等に対する偏見や差別をなくしていくように、家庭との連携を図り、計画的・組織的に取り組むなどの 教育の充実が求められています。そこで、今回は小学校用教材「どうして学校に来てはいけないのですか」 を紹介します。

1 教材の解説

本教材は、ハンセン病患者・元患者の人権問題を取り上げ、誰もが生 きるために様々な権利を持つことや、人権を尊重し合う社会を築いてい くことの大切さを理解させることを目的としています。

内容は、学ぶ権利が奪われた出来事とその背景について考えるため に、世界人権宣言の条文と、ハンセン病に関わる「黒髪校事件(龍田寮 児童通学拒否事件)」を関連させて考えさせる構成となっています。

指導にあたっては、日常生活において起こり得る、決めつけや偏見、 差別について考えさせ、児童が自らの現在及び将来の生き方を考えるこ とができるようにしていくことが大切です。









教材を活用した授業例として、第5学年学級活動の他にも第6学年社会科で活用することも考えられます。ハンセン病に関わる人権問題を通して、日本国憲法に示された基本的人権の尊重について、「国民の基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障されていること」を理解させます。

2 本教材で育てたい資質・能力

○ 誰もが生きるために様々な権利をもつことを理解することができる。

【知識的側面(権利等の概念への理解)】

○ 人権が尊重される社会の確立に向けて主体的に関わろうとする。

【価値的・態度的側面(理想に向かって活動しようとする意欲や態度)】

○ 偏見、差別を見きわめることができる。

【技能的側面(公平・公正な思考力・判断力)】

福岡県 KARA

【ハンセン病を正しく理解しよう】

福岡県では、ハンセン病に関する普及啓発等の事業を実施している福岡県藤楓協会とともに、里帰り事業や見舞金品の支給、療養所訪問交流等を毎年実施しています。



また、ハンセン病を正しく理解していただくため、リーフレット、冊子の配布等の啓発 事業を行っています。







3 教材を活用した授業例(第5学年 学級活動)

ねらい

○ 学校に通う権利について考えることを通して、お互いの人権を尊重し合う社会をつくる努力をしていくことの大切さについて理解させるとともに、自他の人権を尊重するために自分が取り組むことを決めることができるようにする。

算量するために自分が取り組むことを決めることができるようにする。 即例

展開例 学習活動 指導上の留意点 I アンケート結果を振り返る。 ○ 事前の指導として、これまでの人権 についての学習を振り返るアンケート 2世界人権宣言の第1条と第26条を知り、学習のめあ を回答させます。 てをつかむ。 導 第26条 あなたは学校に通う権利、ただで 第1条 子どもたちは生まれつき、だれもがみな自由で 入 あって、いつもわけへだてなくあつかわれるべきです。 義務教育を受ける権利を持っています。… 一人一人の人権を守るために自分ができることを考えよう。

- 3「どうして学校にきてはいけないのですか」をもとに話し合う。
- (1) スライド資料を視聴し、次のことについて考える。
 - ●「おかしい」と思ったことについて話し合う。
 - ・4人の学ぶ権利がうばわれていること。
 - ・保護者の人たちが、子どもたちに登校しない ように呼びかけたこと。
 - ・うつるはずないのに、うつると考えられたこと。
 - ・反対(同調)しないと仲間外れにされたこと。
 - → 入学に賛成した人について考える。 「しかし、ハンセン病に対するまちがった考えが 強かった時代。仲間はずれにされながらも、た んぽぽ寮の子どもたちの入学に賛成した人もい たのです。」

(2) 自分たちの生活の中に、似たようなことがないか考 ○ 決めつけや偏見、仲間外れやいじめ

あの時は、よく話も聞かず決めつけ ていたので、Aさんに悪かったなぁ。



○ 誰もがもつ権利が奪われていること、間違った認識、同調しないと疎外さ

れるといったおかしさに気付かせます。

- <u>うつる、うつらないに関わらず、差別</u> を受けることはあってはならないことに 触れることが大切です。
- 間違った考えが強かった時代でも、 たんぽぽ寮の子どもたちの入学に賛 成した人たちがいたことを押さえ「気 づき、考え、行動すること」の大切さを 確認させます。
- 決めつけや偏見、仲間外れやいじめ等、日常生活に起こり得ることと共通する点があることに気付かせます。



える。

そういえば、新型コロナウイルス感染症にも似ているなぁ。 新型コロナウイルス感染症も正しく知ることが大切なんだね。

終末

展

開

- 4 自分の人権宣言を書く。
 - ・自分自身のことについて
 - ・学級、学年、学校のことについて

○ 事後指導として、一人一人の 人権宣言から、学級(学年)の 人権宣言をつくらせます。







新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、県内の大学で人権教 育の講義を行っているやすし先生の講義も現在は遠隔授業(大学内での講 義を行わず、インターネットを活用した在宅授業)で行われていますので、 「やすし先生のおすすめ人権教育DVD」のコーナーはお休みします。



令和元年度購入DVDの紹介

「サラーマット~あなたの言葉で~」D3082



この作品は、主人公が、新しく職場に来たフィリピン人のミランダとの 対立や交流を通して、新たな視点に気づかされ、「違い」は様々な問題解 決の糸口となることを学んでいく姿を描いています。「違い」は自分自身 を成長させ、地域を豊かにする源であり、異なる文化の人たちを共に未来 をつくる新しい存在として尊重し、互いに高め合っていく多文化共生社会 の実現を目指すために、私たちはどうしたらよいか考えることができる作 品となっています。【36分】



【視聴覚教材の貸出しについて】

- 事前に人権・同和教育課啓発班にご連絡ください。担当者が予約状況等を確認しま | 貸出手続 す。その後、当課にお越しいただき、申請書に必要事項をご記入ください。なお、県の出 先機関、県立学校、県内市町村教育委員会等については、使送便での受け渡しも可 能です。
- 2 貸出期間 原則として7日以内です。ただし、必要と認められる場合は延長することもできますの で、ご相談ください。

人権教育DVDのタイトル・内容については、

人権教育 DVD 福岡

で検索



貨市では、 れた方や医療従事者、 (様々な人権侵害が起きています。 その影響でお休みしました。 しました。▼左上の写真は、

ロジェクトは、 新型コロナウイルス感染者や医療 市内の小学校でもこの取組が始まりました。この る偏見や差別を防止する取組も始まっています。 SZS等での誹謗中傷など決してあってはなりま ている「やすし先生のおすすめ人権教育DVD」も、 活にも大きな影響がでました。 本誌で毎号取り上 者への差別をなくそうという愛媛県発の運 草場義昭さんが6月の部分日食を撮影されたもらした。▼左上の写真は、小郡市の草場整骨院院の表紙にも、このシトラスリボンの写真を掲載 ▼県内各地で新型コロナウイルス感染症に関 「新型コロナウイルスに打ち勝つ火の鳥に. シトラスリボンプロジェクトに賛同さ 外国人などに対して、 ルスの感染拡大の 休業要請が実施され、 社会機能の維持にあたる方と との願いをこめて院内に飾 られた幻想的な写真は、近 カラフルな情報を発信 きになれたりすると評判だ も勇気づけられたり、前・ な社会の実現に向けて、 され、差別のない そうです。 人ひとりの人権が尊重 ▼この感染症に関連し 人や訪れた患者さんに 差別、 ▼これからも、 (光 私たちの生 心豊か で療のこす。従プれ古 向

『KARA FULL』は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。

KARA FULL 福岡 で 検 索 🖘